

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第75号

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を改正する規則

京都市職員の兼職及び併任に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表文化市民局地域自治推進室長及び同室区政推進担当部長の項中「文化市民局地域自治推進室長及び同室区政推進担当部長」を「文化市民局地域自治推進室区政推進担当部長」に改め、同表文化市民局地域自治推進室戸籍住民企画課長及び同室戸籍・住基事務課長の項中「文化市民局地域自治推進室戸籍住民企画課長」の右に「、同室戸籍・住基業務改革監察課長」を加え、同表文化市民局地域自治推進室戸籍住民企画係長、同室戸籍・住基事務係長及び同室担当係長（戸籍及び住民基本台帳に関する事務の統轄に関する事務に従事する者に限る。）の項中「文化市民局地域自治推進室戸籍住民企画係長」の右に「、同室戸籍・住基業務改革係長、同室戸籍・住基業務監察係長」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)